

<p>一 第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区</p>	<p>同号の中欄に掲げる事業</p>	<p>当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの</p>
<p>二 第四十五条第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区</p>	<p>同号の中欄に掲げる事業</p>	<p>当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの</p>

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、

適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十五条第二項の規定）の適用を受けている産業振興

機械等（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の前項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

第六十八条の二十七に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の二十九第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三十二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六十八條の三十四第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「この項及び次項」を「この条」に、「 $\cup$ 」を取得し」を「 $\cup$ 」で新築されたものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該連結親法人又はその連結子法人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用」を「その用」に、「の百分の二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時ににおける同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時ににおける法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、

百分の十四)

二 サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時に於ける耐用年数が三十五年以上であるもの  
百分の四十(平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築した  
たものについては、百分の二十)

第六十八条の三十四第三項中「同項に規定する」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅の」に改める。

第六十八条の三十五第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に、「が第三項第二号」を「が、第三項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「百分の五十」を「百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とする。」に改め、同条第三項中「第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第四号」を「並びに第四十七条の二第三項第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業(政令で定める要件を満たすものに限る。)によつて建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域

内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画（」の下に「イに掲げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第六十八条の三十六第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五第一項」の下に「第六十八条の十五の三第一項、第六十八条の十五の四第一項」を加え、同条第二項及び第五項中「第六十八条の三十一」を「第六十八条の二十七第二項」に改める。

第六十八条の四十一第一項中「（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第六十八条の三十一」を「第六

十八条の二十七第二項」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五」の下に「第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四」を加える。

第六十八条の五十七の二第一項中「適用事業年度に」を「適用連結事業年度に」に、「適用事業年度の」を「適用連結事業年度の」に改め、同項第二号中「適用事業年度」を「適用連結事業年度」に、「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第二項中「適用事業年度」を「適用連結事業年度」に、「中部国際空港をその事業の用に供した日」を「平成二十五年四月一日」に改め、「期間」の下に「（次項において「積立期間」という。）」を加え、「被合併法人の」を「指定会社が被合併法人となる」に改め、同条第三項中「適用事業年度の」を「適用連結事業年度の」に改め、「の連結事業年度」の下に「（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、その末日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）」を加え、「（同条第二項に規定する適用事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度）」を削り、「中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところによ

り」を「基準連結事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して」に、「当該前連結事業年度等」を「前連結事業年度等」に改め、「当該繰り越された」の下に「中部国際空港整備準備金の」を加え、同条第四項中「適格合併」の下に「又は適格分割型分割」を加え、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第二十一条第一項の規定により同法第四条第一項の規定による指定が取り消された場合 その取り消された日における中部国際空港整備準備金の金額

二 譲渡、合併又は分割により中部国際空港を移転した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合 その合併の直前における中部国際空港整備準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 中部国際空港を移転した日における中部国際空港整備準備金の金額

第六十八条の五十七の二第九項中「及び第七項」を「第八項及び前項」に、「第七項まで」を「第四

項まで及び第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を削り、同条第七項中「第五十七条の七の二第八項」を「第五十七条の七の二第九項」に、「中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者」を「指定会社」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 第六十八条の四十三第十二項から第十四項までの規定は、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に中部国際空港を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の二第十項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第二項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の七の二第十項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項中」と読み替えるものとする。

10 前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十七条の七の二第十項において準用する

第五十五条第十四項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における中部国際空港整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の五十七の二第六項中「第十一項前段の」を「第十一項の」に、「第六十八条の四十三第十一項前段」を「第六十八条の四十三第十一項」に、「第五十七条の七の二第八項」を「第五十七条の七の二第九項」に、「第三項」を「第三項の」に、「と読み替える」を「と」、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項中」と読み替える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の五十九第一項中「同項」を「同条第二項」に改める。

第六十八条の六十一第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法第三条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第二項中「前

項に規定する連結親法人又はその」を「国内鉱業者（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある）」に改め、「定めるもの」の下に「をいう。以下この項において同じ。」及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるもの」を加え、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「安定的供給」を「安定的な供給」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条第五項中「第二号及び」を削り、「これらの号」を「同号」に改め、同項第一号中「国内鉱業者でない」を「国内鉱業者等に該当しない」に、「又はない」を「又は該当しない」に改め、同条第十三項中「国内鉱業者である」を「国内鉱業者等に該当する」に改める。

第六十八条の六十二第一項中「探鉱用機械設備（」の下に「第一号及び」を加え、同項第一号中「当該機械設備」を「当該探鉱用機械設備」に改め、同項第二号中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第二項中「以下この項」を「第一号」に、「海外探鉱用設備」を「海外探鉱用機械設備」に改め、同項第一号中「海外新鉱床探鉱費」を「当該海外新鉱床探鉱費」に、「海外探鉱用設備」を「当該海外探鉱用機

械設備」に改める。

第六十八條の六十二の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「当該認定を」を「同法第三十五條第三項の認定を」に、「同法第三十五條第四項」を「同條第四項」に改め、同項第一号中「日本船舶」の下に「（特定準日本船舶（海上運送法第三十九條の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」を加え、「海上運送法」を「同法」に改める。

第六十八條の六十三の三第一項中「第四條第一項」の下に「の認定を受けた同項」を、「研究開発事業計画」という。）の下に「に係る同法第十一條第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業者」という。）を、「第六條第一項」の下に「の認定を受けた同項」を加え、「これらの規定の認定を受けた」を「に係る」に改め、「認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業者」という。）又は同條第一項に規定する」を削り、「当該認定の」を「その認定の」に改める。

第六十八條の六十四第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め

る。

第六十八条の六十五第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」の取得」を「いう。」でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「のうち六百万円」を「が八百万円」に、「連結親法人事業年度」を「当該連結親法人事業年度」に、「に達するまでの金額の百分の十に相当する金額」を「以下である場合 零」に改め、同項第二号中「場合におけるその」を「場合 その」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これを」を加える。

第六十八条の六十七第一項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第五項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の

二」を「第六十八条の十五の五」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第二項中「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の三第二項中「並びに第六十八条の十五の五」とあるのは、「第六十八条の十五の四第二項」と、「第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第九項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に、「第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十四項まで」を「又は第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十三第一項及び第六十八

条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第一項中「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」とあるのは「第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の三第二項中「並びに第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「(第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第四項中「第六十八条の七十八第四項」を「第六十八条の七十八第四項」に、「第六十八条の八十三第十一項」を「又は第六十八条の八十三第十一項」に、「第六十八条の八十三第十一項」を「又は第六十八条の八十三第十一項」に改める。

第六十八条の七十四第一項、第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項中「第六十八条

の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改める。

第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十四」に改める。

第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五を削り、第六十八条の八十五の二を第六十八条の八十四とする。

第六十八条の八十五の三第十四項第二号ハ中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「第六十八条の八十二又は第六十八条の八十三」に改め、同条を第六十八条の八十五とする。

第六十八条の八十九第四項に次のただし書を加える。

ただし、同条第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第六十八条の八十九の三第三項第二号中「株主等」の下に「（同条第十四号に規定する株主等をいう。

次号において同じ。）」を加え、同項第三号中「連結親法人事業年度開始の日」を「連結親法人事業年度

（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）開始の日」に改める。

第六十八条の九十四の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、同条第一項中「平成二十五

年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十九の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、同条第一項中「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該連結事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。）が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項中「とあるのは「二千五百万円」と」の下に「、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と」を加える。

第六十八条の百二の二の次に次の一条を加える。

（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十八条の百二の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に対する債権（当該事実の

発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（第六十七条の五の二第二項第一号に規定する金融機関等をいい、当該再生債権が同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより第六十七条の五の二第二項第三号に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該事実が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務

免除等がある場合の評価損益等の特例)に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。」と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四第一項中「居住の用」の下に「(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める用途に供されている場合を除く。))における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。同項第二号において同じ。」を加え、「もので」を「もののうち」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する限度面積要件は、当該相続又は遺贈により特例対象宅地等を取得した者に係る次の各号に掲げる選択特例対象宅地等の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（第三号イにおいて「特定事業用等宅地等」という。）である選択特例対象宅地等 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

二 特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が三百三十平方メートル以下であること。

三 貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等 次のイ、ロ及びハの規定により計算した面積の合計が二百平方メートル以下であること。

イ 特定事業用等宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積に四百分の二百を乗じて得た面積

ロ 特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積に三百三十分の二百を乗じて得た面積

ハ 貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積を合計した面積

第六十九条の四第三項第二号イ中「供されていた家屋」を「供されていた一棟の建物（当該被相続人、

当該被相続人の配偶者又は当該親族の居住の用に供されていた部分として政令で定める部分に限る。」に、「当該家屋」を「当該建物」に改め、同号口中「イに規定する」を「当該被相続人の居住の用に供されていた」に改める。

第六十九条の五第一項中「第二十一条の九第三項」の下に「(第七十条の二の五第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。)」を加え、同条第五項中「で同条第二項第四号イからハまでに掲げるもの」を「につき同条第二項第三号イからハまでの規定により計算した面積」に、「四百平方メートル未満」を「二百平方メートル未満」に改め、同項第二号中「四百平方メートル」を「二百平方メートル」に改める。

第七十条の二の二第一項中「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三」に改め、同条を第七十条の二の三とし、第七十条の二の次に次の一条を加える。

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二の二 平成二十五年四月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に、個人(教育資金管理契約を締結する日において三十歳未満の者に限る。)が、その直系尊属と信託会社(信託業法第三

条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「受託者」という。）との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権（以下この項及び第四項において「信託受益権」という。）を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等（銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（以下この条において「営業所等」という。）において預金若しくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの（以下この条において「金銭等」という。）で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項及び第四項において同じ。）の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千五百万円までの金額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた

金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育資金 次に掲げる金銭をいう。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設として政令で定めるものを設置する者（ロにおいて「学校等」という。）に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で政令で定めるもの

ロ 学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭その他の教育のために直接支払われる金銭で政令で定めるもの

二 教育資金管理契約 個人（以下この条において「受贈者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ 当該受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

- (1) 信託の主たる目的は、教育資金の管理とされていること。
  - (2) 受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること。
  - (3) 当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。
  - (4) その他政令で定める事項
- ロ 当該受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの
- (1) 教育資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第七項に規定する領収書等を提出することが定められているものであること。
  - (2) その他政令で定める事項
- ハ 当該受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの
- (1) 教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第七項に規定する領収書等を提出することが定めら

れているものであること。

(2) その他政令で定める事項

三 教育資金非課税申告書 前項の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

四 非課税抛出額 教育資金非課税申告書又は第四項に規定する追加教育資金非課税申告書に前項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

五 教育資金支出額 第八項の規定により取扱金融機関（受贈者の直系尊属と教育資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と教育資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）の営業所等において教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者が教育資金非課税申告書を当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限

り、適用する。

4 受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（当該教育資金非課税申告書に記載された金額が千五百万円に満たない場合に限る。）において、当該教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第一項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第六項において「追加教育資金非課税申告書」という。）を当該教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

5 前二項の場合において、第三項の教育資金非課税申告書又は前項の追加教育資金非課税申告書がこれ

らの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6 教育資金非課税申告書は、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（既に提出した教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約が第十項第三号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、教育資金非課税申告書に第一項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が千五百万円を超えるものである場合又は追加教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約について既に受理された教育資金非課税申告書及び追加教育資金非課税申告書に同項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が千五百万円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受理することができない。

7 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費に係るものを除く。以下この条において「領収書等」という。）

を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。

一 教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合 当該領収書等に記載された支払年月日から一年を経過する日

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年三月十五日  
8 取扱金融機関の営業所等は、前項の規定により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が教育資金の支払に充てられたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額及び年月日について記録をし、かつ、当該領収書等を受領した日から当該受贈者に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間、財務省令で定める方法により当該領収書等及び当該記録を保存しなければならない。

9 第七項第二号に掲げる場合において、その年中に払い出した金銭の合計額がその年中に教育資金の支払に充てたものとして提出を受けた領収書等（当該領収書等に記載された支払年月日その他の記録によりその年中に教育資金の支払に充てられたことを確認できるものに限る。）により教育資金の支払に充てたことを確認した金額の合計額を下回るときは、前項の規定により取扱金融機関の営業所等が記録す

る金額は、当該払い出した金銭の合計額を限度とする。

10 教育資金管理契約は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

一 受贈者が三十歳に達したこと 当該受贈者が三十歳に達した日

二 受贈者が死亡したこと 当該受贈者が死亡した日

三 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合、教育資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となった場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があつたこと 当該教育資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

11 前項第一号又は第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において当該教育資金管理契約に係る非課税拋出額から教育資金支出額（第十五項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。次項において同じ。）を控除した残額があるときは、当該残額については、当該教育資金管理契約

に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

12 第十項第二号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、当該教育資金管理契約に係る非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

13 取扱金融機関の営業所等の長は、教育資金管理契約が終了した場合には、当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第十七項及び第十八項において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。）を当該教育資金管理契約が終了した日（当該教育資金管理契約が第十項第二号に掲げる事由に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

14 税務署長は、次に掲げる事実を知つた場合には、取扱金融機関の営業所等の長にその旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

一 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の

支払に充てられていないこと。

二 当該受贈者に係る教育資金非課税申告書が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は当該受贈者に係る非課税拠出額が千五百万円を超えること。

15 取扱金融機関の営業所等の長は、前項の規定による税務署長からの通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該通知に基づき第八項の記録を訂正しなければならない。

16 第三項から第十項まで及び前三項に定めるもののほか、第一項、第十一項及び第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該教育資金管理契約の終了に関する調書を提出する義務がある者に質問し、その者の教育資金管理契約に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条の十三第四項第三号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物